

岐阜県内市町村別土木工事額

記入上の留意事項

- 1 土木工事額とは、建設工事のうち建築工事及び修繕工事を除いたもので、いわゆる土木工事、農業土木工事のほか、送電線、配電線、地中電線路、電車線、電話線、アンテナ、電線支持物、鉄塔、信号装置、屋外の送配管、石油タンク、ガスタンク、鋼製鉱業薬品タンク、浮ドック、交通標識、サイロ等の工事が含まれ、土木施設の付属物もここに含まれます。
 - 2 測量、調査、設計に要した経費も工事額に含めてください。
 - 3 用地費、補償費は除いてください。
 - 4 現物支給した工事資材はすべて計上してください。
 - 5 上記工事額が複数の市町村にまたがる場合は、工事量等で按分してください。
 - 6 県負担金も含めて計上してください。
- * なお、工事額はできるだけ出来高基準での記入をお願いいたします。やむを得ない場合には、支払基準又は発注基準での記入をお願いいたします。